

第 2 5 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 5 年 6 月 12 日（月）
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1 階 会議室
- 3 出席委員
- | | | | | | |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 前 島 慎 也 | 2 番 | 飯 村 伸 一 | 3 番 | 三 輪 正 |
| 4 番 | 高 橋 浩 | 5 番 | 萩 原 重 信 | 6 番 | 池 田 徹 |
| 7 番 | 磯 部 進 | 8 番 | 田 上 光 男 | 9 番 | 高 野 済 |
| 10 番 | 山 口 和 明 | 12 番 | 花 和 清 治 | 13 番 | 高 橋 憲 治 |
| 14 番 | 小 松 與 平 | | | | |
- 4 欠席委員 11 番 栗 原 茂
- 5 事務局
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 理事兼事務局長 | 額 賀 均 | 課 長 | 原 田 和 宣 |
| 課長補佐 | 石 崎 正 顕 | 主 任 | 鈴 木 直 行 |
- 6 審議議案
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 3 号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後 2 時 15 分

議長）只今より、第 25 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 14 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には 10 番、山口和明

委員、11 番、栗原茂委員の 2 名をお願いします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しておりますので、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番と 2 番及び 3 番が関連する案件ですので、3 件が一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 1 番ないし 3 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 4 名で約 66 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番ないし 3 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。審議願います。1 番と 2 番、及び 3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番と 2 番及び 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番と 2 番、及び 3 番については、許可することに決定いたします。続いて、4 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 4 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 2 名で約 31 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、4 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。審議願います。4 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4 番については、許可することに決定いたします。続いて、5 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 5 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 2 名で約 202アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、5 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。5 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5 番については、許可することに決定いたします。続いて、6 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 6 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 1 名で約 18ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、6 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。6 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6 番については、許可することに決定いたします。続いて、7 番については、

現地調査を省略している案件です。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約11アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。続いて、11 番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11 番については、許可することに決定いたします。続いて、12 番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12 番については、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号13番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 2 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、13 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、13 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号 13 件の申請は、全て許可するものと決定いたしました。次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可の取消願について、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番については、願出のとおり、許可の取消とすることに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、願出のとおり、許可の取消とすることに決定いたします。次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局）事務局説明（課長補佐）

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光 m^2 発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 2 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって 2 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 3 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、事業拡大を図るべく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって 3 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパートに居住されておりますが、将来を見据え、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、宅内浸透処理。汚水雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農産物の生産販売を営む法人ですが、現在、賃貸者契約により、ダチョウ牧場を経営管理されております。今般、地主より土地を譲渡したいとの要望があり、譲り受けて牧場経営を継続したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水は、浸透式浄化槽で処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6

番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって6番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって7番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）花和委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない申請地に、太陽光発電を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定の

ない申請地に、太陽光発電を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当いたしません。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号11番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、事業拡大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当いたしません。よって11番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号12番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、事業拡大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業

の手續に関する条例には、該当いたしません。よって12番については、許可しても差し支えないと思いますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、12 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、12 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号13番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、事業拡大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当いたしません。よって13番については、許可しても差し支えないと思いますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）花和委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、13 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、13 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、14 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号14番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、親世帯と同居されておりますが、子供も生まれ手狭なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって14番については、許可しても差し支えないと思いますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。審議願います。14 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、14 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、14 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、15 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号15番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、建築業を営んでおりますが、借地により使用していた資材置場兼駐車場を返却することになり、自社隣接地を転用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって15番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。15 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、15 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、15 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、16 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号16番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行規則第 3 3 条第 1 項第 4 号に当たりますので、第 1 種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、瓦店を営んでおりますが、現在の資材置場は、農地法の許可を得ずに転用し利用しているため、今般、始末書添付の上申請されたものです。雨水は、敷地内処理されており、転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって16番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。審議願います。16 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、16 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、16 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、17 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 3 号17番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、借家住まいをされておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって17番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。17 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、17 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、17 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の 17 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 4 号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 4 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠が繁茂し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 4 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として利用され、40 年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、2 番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2 番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第 4 号の 2 件の証明については、すべて非農地として証明することに決定をいたしました。次に、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 5 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 3 号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 4 号、農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 5 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これもちまして、第 25 回石岡市農業委員会を閉会いたします。

午後 2 時 50 分 閉 会

ここに会議の顚末を記録し署名する。

令和 5 年 6 月 12 日

議事録署名人

議 長

8 番

9 番